

一般社団法人AIM医学研究所における科学研究費助成事業－科研費

－等の使用に係る不正防止計画

令和3年11月15日

一般社団法人AIM医学研究所における科学研究費助成事業－科研費－等の研究実施規程第5条に関し、一般社団法人AIM医学研究所における科学研究助成事業－科研費－等の使用に係る不正防止計画を、以下のとおり定める。

1 機関内の責任体系の明確化

| 不正発生要因 | 具体的防止計画 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・責任者とその責任範囲・権限について、責任者の交代等により、後任者が十分な認識を有していない。・時間が経過することにより、責任意識が低下する。 | <ul style="list-style-type: none">・責任者の交代時においては、十分な引継ぎを行うとともに、担当者より説明を行う。・責任者とその責任範囲・権限についてホームページで公開する。 |

2 コンプライアンス教育・啓蒙活動の実施

| 不正発生要因 | 具体的防止計画 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・コンプライアンスに対する関係者の意識が低下する。 | <ul style="list-style-type: none">・コンプライアンス教育として、研究者等の意識向上等を目的とした研修を年1回、実施する。・研修を受講した研究者等全員から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。 |

3 科研費の適正な運営・管理活動

| 不正発生要因 | 具体的防止計画 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。 | <ul style="list-style-type: none">・定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める |

4 情報の伝達を確保する体制の確立

| 不正発生要因 | 具体的防止計画 |
|-----------------------------|---------------------------|
| ・告発・相談する窓口が分かりにくく、不正が潜在化する。 | ・告発・相談窓口を周知する。 |
| ・行動規範や使用ルールに関する理解が不足する。 | ・コンプライアンス研修、助成事業説明会を開催する。 |

5 モニタリングの在り方

| 不正発生要因 | 具体的防止計画 |
|--|---|
| ・制度の変更により整備した科研費の管理・監査体制及び不正防止計画が適切なものでなくなる。 | ・管理・監査体制や不正防止計画の適切性を年1回以上確認し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保つ。 |